

を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

避難指示等一覧

類 型	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備高齢者避難開始	高齢者や要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○高齢者や要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された指定避難所等への避難行動を開始
避難指示	(1) 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 (2) 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 (3) 人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

3 町の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難先の給食及び救助措置

エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 要配慮者施設への通報に配慮する。

ウ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。

エ 避難の必要がなくなったときは、その旨を発表する。

4 避難指示等の実施要領

(1) 避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。

(2) 避難準備高齢者避難開始の勧告は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け、昼間に避難の準備をするよう努める。

(3) 避難準備高齢者避難開始の勧告に際しては、避難用の食料、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。

(4) 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。

(5) 町は、自ら避難の指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに県（危機管理防災課及び大島支庁）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

5 避難指示等の伝達方法

(1) 災害状況に応じた伝達

避難の指示等は、避難を要する状況を的確に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、町が保有する情報伝達手段を用い、次の方法により伝達する。

なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 防災行政無線同報系、有線テレビ等を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレンによる伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

(2) 伝達方法の工夫

町は、伝達にあたっては、あらかじめ作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

6 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

- (7) 避難誘導は、当該地区の字役員及び消防団員が行い、誘導責任者は字区長及び各地域の消防団員とする。
- (4) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ、避難に危険が伴う場合等は、避難のための集会所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難する。
- (7) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるよう努める。

イ 避難経路

- (7) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所へ避難経路の周知・徹底を図る。
- (4) 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (7) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (4) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (7) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (4) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

オ 危険防止措置

- (7) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の実施や、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (4) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあたっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じた場合や、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合また、避難勧告・避難指示などを町が発令する前に、自宅にいることに不安や危険を感じた場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐ

るみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

7 避難所の設置

- (1) 地域別の指定避難所は資料5-2のとおりとする。なお、災害の状況により避難所を変更したときは、その都度町長が指定し、周知を図る。
- (2) 避難所の開設及び管理は住民対策部が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたる。
- (3) 避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜住民対策部救済班長に報告する。
- (4) 災害救助法による避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (5) 町が避難所を設置したときは、県に対しに直ちに次の事項を報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び各避難所の収容人員

ウ 開設期間の見込み

- (6) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。
- (7) 危険防止措置

避難場所の開設にあたって、町長は、避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

第3 学校・教育施設等における避難措置

児童生徒等の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

1 登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、臨時休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、教育委員会にその旨連絡する。

2 在校中の場合の措置

- (1) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生じる前に、安全な方法で下校又は保護者へ引渡しを行う。
- (2) 町長等から避難の勧告又は指示があった場合、また、学校長等の判断により必要が認められる場合は、児童生徒等を速やかに指定された避難場所へ誘導する。
- (3) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

3 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (1) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- (2) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (3) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (4) 学校が本計画等に定める避難場所等に指定されている場合で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

第4 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

1 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の対応を実施する。

2 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

3 避難の勧告・指示の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

4 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

5 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第7節 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1 町（消防機関を含む）による救助・救急活動

1 救助・救急活動

(1) 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

2 救急搬送

(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。

(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の下に行う。

3 傷病者多数発生時の活動

(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(2) 救助能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備、資機材の調達

1 救助・救急用装備、資機材の調達

- (1) 初期における救助・救急用装備、資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助・救急用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第8節 交通の確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

実 施 者	実 施 の 方 法
道 路 管 理 者	(1) 交通規制 道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。 (2) 放置車両対策 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

2 関係機関との相互連絡

町及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらから通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県へ通知する。

3 迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県道路情報センター及びSSTV、防災無線等を通じて一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県に連絡する。

第2 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。通報を受けた警察署は、その旨を町に通報、町はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動する。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

(イ) 停車後は、カーラジオ、防災無線等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第3 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両確認証明書の申請

町及び関係機関の車両を使用しようとする者は、県(危機管理防災課)、警察本部又は所轄警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

2 緊急通行車両確認証明書の交付、提示

標章及び証明書の交付を受け、標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときにはこれを提示する(資料12-4参照)。

第9節 緊急輸送

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や緊急車両用燃料及び輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 輸送の方法

災害時の各種輸送は、輸送対象の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の状況を勘案して、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送。
- (2) 船舶等による輸送。
- (3) 航空機による輸送。
- (4) 人力による輸送。

2 輸送力の確保

(1) 町有車両の確保

被災時における車両等の掌握、管理は各課において行う。

(2) 町有車両、船舶以外の輸送力の確保

総務課は、町有車両等により災害対策の輸送力の確保ができないときは、次により町有以外の輸送力の確保につとめる

ア 自動車の確保

(ア) 自動車の確保は、次の順位により行う。

- a 公共団体の車両
- b 営業用の車両
- c その他の自家用の車両

(イ) 町内で車両の確保が困難な場合は、隣接町（営業用のみ）に確保の協力又は、あっせんの要請を行う。

イ 船舶の確保

(イ) 船舶の確保は、次の順位により行う。

- a 営業用の船舶
- b その他自家用の船舶

(ロ) 町内において船舶の確保ができない場合は、県又は九州運輸局鹿児島支局に確保の協力又はあっせん要請を行う。

(ハ) 緊急に海上輸送を必要とするとき又は、(イ)(ロ)による輸送力の確保が困難なときは、海上保安庁船舶の派遣を県（危機管理防災課）又は奄美海上保安部に要請する。

ウ 航空機による輸送力の確保

海上、陸上の一般交通が途絶した場合等緊急に航空機による輸送が必要になったときは、自衛隊の航空機及び海上保安庁の航空機確保について県（危機管理防災課）又は奄美海上保安部に要請する。

エ 人力による輸送力の確保

車両、船舶による輸送が不可能なときは、人力により輸送する。労務者の確保は住民の協力によるか、自衛隊の災害派遣要請等により確保する。

3 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 輸送拠点

町内各地区への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として資料7-3に示す施設を物資の輸送拠点とする。

5 集積場所

災害時において調達した物資等や他県等からの救援物資を受け入れ、保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うため、資料7-3に示す施設を物資の集積場所とする。

6 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

第3 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

2 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第10節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第1 緊急医療の実施

1 DMAT

(1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、概ね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) DMATの出動

ア 県による出動要請

県は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

イ 町による出動要請

町は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、町は速やかに県に報告し、その承認を得る。

ウ DMAT指定病院の長の判断による出動

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させる。この場合において、DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得る。

(3) DMATの構成と所在地

ア DMATの構成

DMATは、概ね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

イ DMATの所在地

本町に最も近いDMAT指定病院は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	2

2 救護班

(1) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(2) 救護班の出動要請

ア 町は、必要に応じて町内の医療機関に対して救護班の出動を要請し又は県に対し国公立・公的医療機関、県医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

イ 災害が広域に及んだ場合は、県は町の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

(3) 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

- (ア) 国立病院機構の職員による救護班
- (イ) 公立・公的医療機関の職員による救護班
- (ウ) 日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班
- (エ) 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

イ 救護班の構成

救護班の構成は、概ね次のとおりとする。

救護班名	班長 医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4、済生会鹿児島病院1、出水総合医療センター1、枕崎市立病院1、鹿児島市立病院2、済生会川内病院1						
日赤救護班	1		3	2		6	8班
県医師会救護班	1		2			3	45班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53班

注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
徳之島保健所管内	大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町3 -10（医師会館内）	0997-52-0598	2
	大島郡歯科医師会		0997-52-6161	2

(4) 救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国立病院機構、公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

町は医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

2 医薬品・医療用資機材等の調達

町は、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について町内の薬局、薬店等と協力し調達を図る（資料4-2参照）。

第3 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
大島支庁	名瀬	○県立大島病院 (地域災害医療センター)	奄美市名瀬真名津町18-1	内・循内・消内・外・消外・整・脳外・小・皮・泌・産婦・放・救急・麻	0997-52-3611

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、町及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、町が指定している車両を使用し、状況により船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や島外を含む他市町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、町、医療機関及び隣接町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

〈トリアージの実施基準〉

優先度	識別色	分類	傷病等の状態
第一順位	赤色	救護処置、搬送最優先順位群（重症群）	体幹に重大な危険が迫っていて、速やかに（5～60分以内）に救急医療機関で治療を開始すれば救命可能な人
第二順位	黄色	優先順位2番目群（中等症群）	今すぐに治療しなくても生命に影響はないが、放置しておくとも生命の危険がある人
第三順位	緑色	軽処置群（軽症群）	トリアージタグは未使用（手に取り付けるだけ）、救護所又は近所の医院での救護処置で間に合う人
第四順位	黒色	不搬送、不処置群（死亡群）	体幹や頭部に重大な損傷があり、既に生命反応がなくなりかかっている人、又は既に死亡している人

第11節 要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

1 町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、町は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して避難場所等へ移送すること。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目からすべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に応援を要請する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

1 町が実施する対策

町は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

2 応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に応援を要請する。

第3 高齢者及び障害者に係る対策

1 町が実施する対策

町は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

(1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。

- (2) 掲示板、広報紙、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページ等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。
- (5) 高齢者及び障害者の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

2 応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に応援を要請する。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

3 社会福祉施設の管理者の活動

- (1) 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

(2) 応援要請等

ア 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、隣接町、県に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。

イ それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

第6 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

(1) 町は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

2 外国人の安全確保

(1) 町は、ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に多国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

(2) 町は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに県総合防災システム又は所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

- (6) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (7) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。
- (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。

第2 避難所の運営管理

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- (1) 町の避難者の受入れについては、可能な限り各集落に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県へ報告を行う。また、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (2) 避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO法人やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、FAX等の整備に努める。
- (5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。
- (6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (9) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行い、学校長は、町職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。

第3 広域一時滞在・移送

町は県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

- (2) 広域一時滞在を要請した場合、町長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は町が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。
- (4) その他、必要事項については町地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食料の調達

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は町長が各字区長と連携をとって行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

2 主食（米）の調達

(1) 通常の場合の調達

町長は、災害時に給食を実施しようとするときは、町内の販売業者から調達する。

(2) 緊急の場合の調達

ア 町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事に対し、所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を買取り調達する。

(ア) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

(イ) 被災により供給機関が、通常の供給を行うことができないためその機関を通じないで、供給を行う必要がある場合

(ロ) 災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合

イ 災害救助法が適用されて、災害の状況により前記アの方法で調達不可能の場合で、政府倉庫の保有米穀を調達する場合は、知事を通じて、農林水産省に要請する。

第2 食料の供給

1 食料の供給

食料の供給は、次のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食料の供給は、調達班において必要に応じて、地域女性連絡協議会等の協力を得て行う。また、炊き出しに必要な炊き出し施設及び器材は、給食センター、各字公民館、中央公民館、学校施設、和泊町防災拠点施設（資料7-3参照）を利用する。必要に応じて日赤奉仕団等の協力も得て行う。

- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- (3) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。
なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。
- (4) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (5) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに県に報告する。

2 給食基準

一人あたりの配給量の基準は、次のとおりとする。

品 目	基 準	
米 穀	被 災 者	1食あたり精米200g以内
	応急供給受給者	一人1日あたり精米400g以内
	災害救助従事者	1食あたり精米300g以内
乾 パ ン	1食あたり	一包（100g入り）
食 パ ン	1食あたり	185g以内
調製粉乳	乳児1日あたり	200g以内

3 緊急時の食料の供給

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

4 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の給与のための費用及び期間は、資料9-2に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

第3 食料の輸送

1 町及び県による輸送

- (1) 県が調達した食料の町集積地までの輸送は原則として県が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から県が必要と認めるときは、町に供給する食料について町に引取を指示することができる。
- (2) 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町が行う。

2 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めるときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 町は、町集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

- (3) 食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第3節 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第1 被災者等への応急給水の実施

1 実施責任者

被災地に対する飲料水の給水計画及び実施は町が行うが、災害救助法が適用された場合の被災者に対する飲料水の供給は、県が行う。

なお、知事が権限を委任した場合又は緊急を要し、県による救助の実施を待つことのできないときは、町は緊急実施事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について県の指揮を受けるものとする。

2 給水対象者及び被災対象地

災害のため飲料水を得ることのできない者及び災害により水道施設が使用不能となった被災地とする。

第2 給水の方法

1 給水の方法

上下水道対策部は、住民対策部及び消防機関と緊密に連携をとり、次の方法によって給水を行う。

(1) 取水

給水のための取水は、消火栓から行い、これが不能の場合は補給水源から行う。

(2) 消毒等

取水が汚染しているとき又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により消毒を行う。

(3) 供給

供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ、適当な方法により行う。

ア 搬送用容器によるもの

市販の「かん」等の容器に入れ、町の車両等により搬送給水する。

イ 給水車両等によるもの

水槽付消防車等により搬送給水する。

ウ ミネラルウォーター製造業者等との協力

水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

(4) 広 報

給水を行うときは、日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

2 給水施設等の応急復旧

上下水道対策部は、給水施設の応急復旧に際しては、早期給水を図るため、必要最小限の用水確保を目的に、特に共用栓及び医療機関、福祉施設等民生安定上、緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

なお、上下水道対策部の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、生活環境課指定工事店の応援を求めるものとする。

3 災害救助法の基準

(1) 対象者

飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行う（1人当たり給水量1日3リットル）。

(2) 費 用

飲料水を供給するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は、町が行う。ただし、災害救助法の発動又は県で定める法外援助支給基準に達する災害を受けた場合の物資の確保及び供給は、県が行う。

なお、知事から町長に権限を委任された場合は、町が行うものとして、その処置については直ちに状況を県に報告する。

(1) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所

始良市平松6252

鹿児島県防災研修センター（電話0995-64-5251）

イ 備蓄内容（災害救助法による物資）

（平成26年4月1日現在）

品名	毛布	タオル	大人用紙おむつ	防災キット(※)
数量	2,084枚	5,000枚	2,080枚	10,000セット

※ 防災キット：保存食、飲料水、携帯トイレ、非常用保温具等を詰め合わせたもの。

うち2,000セットについては、熊毛支庁、大島支庁及び県離島事務所に備蓄。（保存食について、備蓄数量の半数はアレルギーフリー対応）

(2) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄状況

ア 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下37の常備地区

イ 備蓄内容

（平成26年10月1日現在）

品名	毛布 (枚)	緊急セット (個)	見舞品セット (個)	タオルケット (枚)	ブルーシート (枚)
支部倉庫	3,877	479	649	2,114	1,605

常備地区	2,126	1,087	1,106	1,021	1,051
計	6,003	1,566	1,755	3,135	2,656

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主 な 調 達 品 目

大 品 目	小 品 目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団 等
外 衣	洋服、作業着、子供服 等〔布地は給与しない（以下同じ。）〕
肌 着	シャツ、パンツ 等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘 等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具 等
食 器	茶碗、皿、はし 等
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉 等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス 等

第2 生活必需品の給与

1 生活必需品の給与

町、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、次のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

(1) 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 被服、寝具、その他生活必需物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

(3) 自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(4) 激甚災害等のため町だけでは実施が困難な場合には、県、隣接町及び関係機関へ応援要請する。

(5) 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。

(6) 給与又は貸与の方法

ア 町において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し、調達要請する。

イ 物資の給与は、物資支給責任者を定めて区長等の協力を得て実施する。

2 義援物資、金品の保管及び配分

(1) 町に送付されてきた義援物資類の保管は、町において保管場所（倉庫等）を定めて保管し、金品については、会計課において保管する。

物資類保管予定場所は、資料7-3のとおりである。

(2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

3 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

(1) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、資料9-2を参照のこと。

(4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 町長の要請による法外援護

町長の要請による法外援護は、次のとおりである。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全 焼 全壊・流失	14,300円	18,400円	27,000円	32,400円	41,000円	6,000円
半焼・半壊 床上浸水	4,700円	6,300円	9,400円	11,400円	14,400円	2,000円

第3 生活必需品の輸送

1 町及び県による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として県が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する生活必需品について町に引取を指示することができる。
- (2) 町が調達した生活必需品の町集積地までの輸送及び町内における生活必需品の移動は、町が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

4 集積地の指定及び管理

- (1) 町は、あらかじめ定めた町集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。(資料7-3参照)
- (2) 生活必需品の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第5節 医療

災害時の初期の医療活動については、第2章第10節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズの把握

町は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

1 被災者の健康状態の把握

町は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所への救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者、障害者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

ア 町は徳之島保健所等の協力を得て、避難所に精神相談室を設けるとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

(2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神疾患患者に対しては、服薬中断等が生じないよう大島保健所等の協力を得て、巡回精神相談班によって診療及びこころのケアにあたる。

- イ 措置患者の緊急の受入れは徳之島病院等で行うこととし、患者の搬送は民間精神科病院の協力を得て行う。
- (3) 近隣の災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の受入れ
必要に応じ、近隣の災害派遣精神医療チーム（D P A T）の応援を要請するとともに、精神保健ボランティアの受入体制の確立を図る。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

1 実施責任者

町は、県の指示、命令に従って保健所の協力を得て応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 防疫班の編成

感染症予防作業実施のための防疫班は、衛生対策部で編成して行う。

なお、作業員が不足する場合は、臨時に雇い上げるものとする。

3 感染症予防業務

(1) 消毒

県の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する1戸あたりの使用薬剤の基準は、概ね次表のとおりである。

薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床 上 浸 水 (全壊、半壊、流失を 含む。)	200 g	6 kg	200 g
床 下 浸 水	50 g	6 kg	200 g

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

県が定めた地域内で、県の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、概ね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソジクロールベンゾール剤 (便所)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む。)	油剤 1戸あたり2ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸あたり2ℓ 粉剤 1戸あたり0.5kg	1戸あたり40g
床下浸水	油剤 1戸あたり1ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸あたり1ℓ 粉剤 1戸あたり0.5kg	1戸あたり40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)

(3) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症法に基づいた対策をとる。

(4) 家用水の供給

県の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行う。

家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。

(5) 避難所の感染症予防指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導の下に感染症予防活動を実施する。

この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期する。

なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。

- ア 検病調査
- イ 消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設の衛生管理

(6) 予防教育及び広報活動

保健所長の指導の下にリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

4 感染症予防薬剤の調達

感染症予防薬剤は衛生対策部において調達するが調達不能の場合は、徳之島保健所に調達あつせんの要請を行うものとする。

第2 食品衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

第3 生活衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

第7節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障を来し、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理方法

1 し尿の処理方法

し尿の処分は、原則として和泊町有機物供給センターにおいて処理するものとするが、やむを得ない場合は埋設等環境衛生上支障のない方法で行う。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し下水道機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

町は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

町は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

4 し尿処理施設等の設置状況

し尿処理施設及び運搬車の保有状況は、資料4-3のとおりである。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

ごみの処分は、原則として沖永良部クリーンセンターで処理するものとする。

2 ごみ処理施設等の設置状況

ごみ処理施設についての詳細は、資料4-3のとおりである。

第3 死亡獣畜処理方法

1 処理方針

徳之島保健所の指示を受けて適当な場所で処理する。

2 処理方法

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1 m以上とし、かつ、地表面30cm以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、県の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、町が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行うものとする。

2 障害物の集積場所の選定

災害廃棄物が大量に発生し処分に相当の期間を要する場合は、沖永良部衛生管理組合の埋め立て跡地を仮置き場とする。

3 除去及び処分の方法

(1) 除去の方法

障害物及び建築廃材、がれき等の除去は、住民対策部の要請により関係職員及び消防団員が行い、町道の場合は土木対策部が行う。

(2) 処分

ア 建築廃材及びがれき、トタン等の処分は産業廃棄物処理業者に委託する。

イ 一般廃棄物は、沖永良部クリーンセンターで処理する。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の搜索

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索は、町が沖永良部警察署及び奄美海上保安部と互いに協力して行うものとし、遺体の埋葬等は町が行う。

また、大規模災害等により搜索対象者数が多数・広範囲に及ぶ場合は、町が奄美海上保安部、警察及び自衛隊へ協力要請を行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、県による救助の実施を待つことができないときは、町は県の補助機関として行う。

町は、緊急実施事項については、直ちにその状況を県に報告し、その後の処置については、県の指揮を受ける。

2 関係機関への通報

町は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに沖永良部警察署に通報する。この場合、行方不明者の搜索が海上に及ぶときは、奄美海上保安部に通報し、搜索を依頼する。

なお、次の事項を併せて通報する。

- (1) 行方不明者の人員等
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年月日及び推定時刻
- (4) 行方不明となっていると思われる地域又は海域
- (5) その他行方不明の状況

3 行方不明者搜索隊の編成

町搜索隊の編成は、災害規模、搜索対象者数、搜索範囲その他状況に応じ、沖永良部与論地区広域事務組合、消防団、救難所、民間協力者及び自主防災組織等をもって概ね次のとおり編成する。

- (1) 第1種搜索隊（搜索範囲が狭少で搜索が容易なもの）
各消防分団及び集落協力者により編成する。
- (2) 第2種搜索隊（搜索範囲がやや広大で搜索が困難とされる時）
関係機関と隣接消防分団及び集落協力者により編成する。

(3) 第3種搜索隊（搜索範囲が広大で搜索が困難であるとき）

関係機関と全消防分団及び集落協力者により編成する。

4 搜索の実施方法等

(1) 搜索の方法

ア 搜索の範囲が広い場合

- (7) 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
- (4) 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
- (7) 各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め、重点的に行う。

イ 搜索範囲が比較的狭い場合

- (7) 災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。
- (4) 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。
- (7) 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。

ウ 搜索場所が河川、ため池の場合

- (7) 平素の水流、ため池の実情をよく調査する。
- (4) 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。
- (7) 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

エ 搜索の場所が海洋の場合

- (7) 潮流、風向、波浪の状況をよく把握する。
- (4) 二重災害が発生しないよう適切な救助船配備計画を立てる。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

町は、行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ 被災者救出用（遺体の搜索）状況記録簿

エ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

5 行方不明者発見後の処理

(1) 負傷者の収容

町搜索隊が搜索の結果、負傷者、病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び奄美海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 医療機関等との連携

搜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように医療機関等と密接な連絡を前もってとるようにする。

第2 遺体の收容、処理、埋葬

1 遺体の收容、処理

(1) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）への協力

警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。

町搜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視等の遺体処理を行う場所及び遺体收容所へ收容する。

(2) 遺体の收容

ア 町は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視等の遺体処理を行う場所及び遺体收容所をあらかじめ選定する。

イ 検視等の遺体処理を行う場所及び遺体收容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

- (ア) 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
- (イ) 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
- (ウ) 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
- (エ) 遺体の数に相応する施設である。
- (オ) 駐車場があり、長時間使用できる。

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体はすべて町長に引き渡す。

町は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体收容所に收容する。

(3) 遺体の処理

ア 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の識別、身元の究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、遺体を遺体收容場所に一時保存する。

エ 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

オ 町は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び收容された

遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、できる限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

なお、本町における火葬場は、資料4-4のとおりである。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第10節 住宅の供給確保

災害時には、住宅の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、町が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは県が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、県からの通知により町が行う。

また、県による救助のいとまがないときは、県の補助機関として町が行う。

イ 町のみで処理不可能な場合は、隣接町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は、29.7㎡を基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ 資材の調達等

(7) 木造応急仮設住宅

a 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請について鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。

b 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

c 労務資材に関する関係者との協定は、県又は県から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた町が、地域ごとに災害に応じて締結する。

(4) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、町等と協議し適当な空地に建設する。また、町は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておく。

(3) 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、県が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割当てに際しては、原則として町の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、隣接の町相互間で融通し合う。

町が住宅の割当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、町が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、県が行い、県から委任されたとき又は県による救助のいとまがないときは、県の補助機関として町が行う。

イ 町内で処理不可能な場合は、隣接の町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

資材の調達等

ア 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請について鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。

イ 労務資材に関する関係者との協定は、県又は県が権限を委任した町が地域ごとに災害に応じて締結する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第2 被災宅地危険度判定の実施

町は、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講ずるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災宅地危険度判定を実施するにあたり、町本部内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、その旨を県に報告するとともに、判定士の派遣を県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第11節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

1 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)～(3)において施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

2 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 学校外操作

学校内で操作できないときは、町教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

(3) 町の地域外操作

町で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の町からの操作を行う。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。
- (2) 避難所の運営への協力
避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- (3) 避難が長期化する場合の措置
避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

第2 学用品の調達及び給与

1 教材、学用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、町教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については町教育委員会において調達し、給与する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における被災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、県の委任を受けて町が行う。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第3 文化財の保護

町は、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

- (1) 所有者、管理者の通報義務等
文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 被害状況の報告
文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第12節 義援金・義援物資等の取扱い

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金の取扱い

1 義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、県及び関係団体は義援金の募集を行う。

2 義援金の管理

個人、社会及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

3 義援金の配分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第2 義援物資の取扱い

1 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、町は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等について報道機関等を通じて住民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

2 義援物資の引継ぎ及び配分

寄託された義援物資は被災地に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、町を通じ、迅速かつ適正に配分する。

町は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮する。

3 義援物資の管理

町は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第13節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

町は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたる。

2 気象災害対策

気象災害対策については、農協等関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

- (1) さとうきび…風害、干害、潮風害
- (2) 野菜……………風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
- (3) 果樹……………風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
- (4) 花き……………風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
- (5) たばこ……………風害、水害、干害、寒害、霜害
- (6) 飼料作物……風害、水害、干害、寒害

3 病害虫防除対策

災害時における病害虫の対策は、次のとおりとする。

(1) 指導の徹底

病害虫防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携の下に的確な状況の防除指導の徹底を期する。

(2) 農薬の確保

病害虫の異常発生に備えて、JAあまみ及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡をとり早急に確保する。

(3) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については、大型防除機具等を中心に共同集団防除をする。

第2 水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

町は、災害による水産物等の被害の拡大を防止するために、被災漁家等に対して実施の指導にあたる。

2 対象水産物及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象水産物及び対象災害については、次のとおりである。

(1) いけすの被害防止対策

特に、台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

(2) 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養魚管理を指導する。

第3 畜産対策

町は、県と協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じ、畜舎の消毒を次のように実施する。

(1) 実施主体

家畜保健衛生所

(2) 実施の方法

災害時に家畜防疫車を派遣し、町本部と協力して実施する。

(3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

(4) 消毒薬品

家畜保健衛生所の備蓄分を利用する。

第4章 社会基盤の応急対策

第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

1 広報活動

九州電力株式会社は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

町は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認の上使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

2 応急対策

町は、災害発生時に電力の確保と早期復旧を図るため、九州電力株式会社奄美配電事業所と協定を締結している（資料10－5参照）。

町は、この協定に基づき、相互に情報提供を行い、早期の電力復旧に努めるものとする。

第2節 ガス施設の応急対策

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は（一社）鹿児島県LPガス協会等の応急計画に協力し、早急にガスの供給を図るとともに、ガス災害から住民を守る。

1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

3 応急対策

町は、災害時に必要な応急生活物資（LPガス等）（以下「LPガス等」という。）の調達及び運搬に関し、鹿児島県LPガス協会奄美支部と協定を締結している（資料10－6参照）。

町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、LPガス等を調達する必要があると認められるときは、鹿児島県LPガス協会奄美支部に対し、その調達が可能なLPガス等の供給を要請し、早期のガスの供給に努めるものとする。

第3節 水道施設の応急対策

風水害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

1 応急復旧体制の確立

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については第3章第3節「応急給水」による。

2 応急対策要員の確保

町及び水道管理者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

3 応急対策用資機材の確保

町及び水道管理者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

4 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに隣接町から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧にあたっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

5 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

第4節 電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、町は西日本電信電話株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

1 町防災行政無線通信の応急活動

- (1) 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (2) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (3) 孤立防止対策用衛星電話など災害時用通信手段により、通信の確保を図る。
- (4) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

2 応急対策

町は、西日本電信電話株式会社が行う対策に協力する。

第5節 道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。

また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

2 河川・港湾・漁港施設等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 空港

空港施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第 3 部 特殊災害

第3部 特殊災害の構成

第1章 海上災害等対策	第1節 予防対策 第2節 応急対策
第2章 空港災害対策	第1節 予防対策 第2節 応急対策
第3章 道路事故対策	第1節 予防対策 第2節 応急対策
第4章 危険物等災害対策	第1節 予防対策 第2節 応急対策
第5章 林野火災対策	第1節 予防対策 第2節 応急対策

第1章 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

第1 海上災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、本編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

3 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第9節「医療体制の整備」に準ずる。

5 緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

6 防災訓練の実施

- (1) 町は、海上保安部及び警察、その他の防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2 海上流出油災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、本編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」

に準ずる。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

3 防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

4 医療活動体制の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第9節「医療体制の整備」に準ずる。

5 緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

6 防災訓練の実施

町は他の関係機関と協力して、流出油災害を想定した訓練を原則として毎年1回以上行うよう努める。

第2節 応急対策

第1 海上災害対策

1 実施事項

町は、県と町が協議の上に設置された現地連絡調整所に防災責任者を派遣し、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら次の対策を実施する。

- (1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）
- (2) 調整本部における調整事項の実施
- (3) その他の災害応急対策

2 被害情報等の連絡

町は、町内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

3 広域的な応援体制

具体的な対策については、本編第2部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 捜索・救急救助活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは、町は、海上保安部、警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
- (2) 事故関係事業者は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救急・救助活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

5 消火活動

- (1) 町（消防本部）は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は、町外で災害が発生した場合は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

第2 海上流出油災害対策

1 海上流出油等災害対策本部の設置

大規模な海上流出油等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

この場合の配備体制は、本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準じ、災害の規模に応じて町長が決定する。

2 通報対策

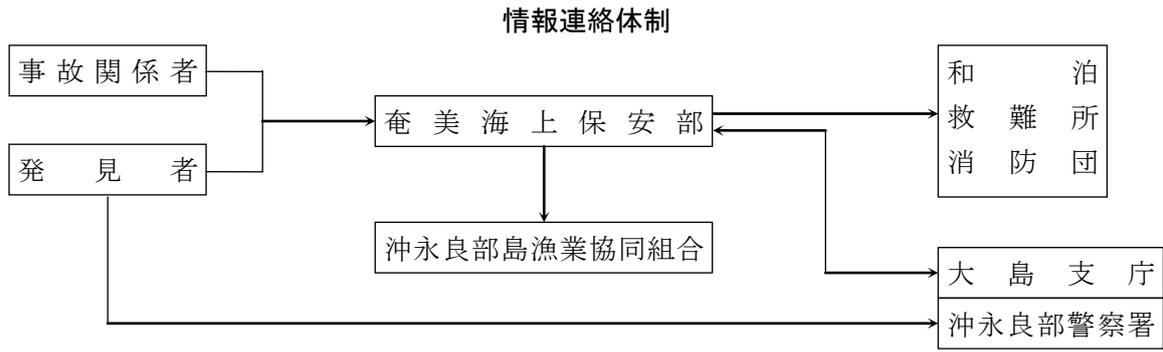
町及び奄美海上保安部は、船舶又は危険物貯蔵所等の事故により、海上に大量の油が流出したとき、又はその発生のおそれのある事態を発見した場合は、直ちに相互に通報するとともに関係機関へも通報する。

3 関係機関の対処措置

関係機関	実施事項
和泊町	<ol style="list-style-type: none"> (1) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 (2) 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置 (3) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告 (4) 岸壁係留中の船舶火災の消火活動及び延焼防止 (5) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 (6) 応急対策物資のあっせん調達及び輸送協力 (7) その他海上保安部の行う応急対策への協力
奄美海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> (1) 関係機関への情報伝達及び協力要請 (2) 海難船舶乗組員の人命救助、救護、輸送 (3) オイルフェンスの展張等による油等の拡散防止、消火作業等の実施指導及び安全海域への移動等応急処置 (4) 資機材等の調達及び海上輸送 (5) 航行船舶の安全確保（航行規制、火気使用規制、停泊の制限、移動命令及び誘導その他の警戒） (6) 油等の焼却及び現場付近の海域にある財産の処分等の応急措置
大島支庁	<ol style="list-style-type: none"> (1) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 応急対策物資のあっせん、調達、輸送協力 (3) 応急要請その他の応急措置 (4) その他海上保安部の行う応急対策への協力
沖永良部警察署	<ol style="list-style-type: none"> (1) 流出海岸付近のパトロール、船舶又は陸上からの火気使用等の警戒 (2) 地域住民の危険防止又は民生安定のための措置
沖永良部島漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自ら防災対策を講ずるとともに、油等処理の協力 (2) 資機材等の輸送協力
和泊救難所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 海難船舶乗組員の人命救助、救護、輸送 (2) オイルフェンスの展張等による油等の拡散防止、流出油等の回収等の協力 (3) 資機材等の輸送協力
その他関係機関	<p>自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。</p>

4 災害情報の伝達方法

町は、災害情報の伝達を防災行政無線同報系、有線テレビ、広報車、消防団により地域住民へ周知、広報を行う。



第2章 空港災害対策

空港及びその周辺における航空機事故並びに、空港における災害緊急事態が発生した場合、関係機関は連携を密にし、消火及び救難活動を迅速かつ的確に実施する。

第1節 予防対策

1 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、本編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

2 医療活動体制の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第9節「医療体制の整備」に準ずる。

3 緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第2節 応急対策

1 事故応急対策本部の設置

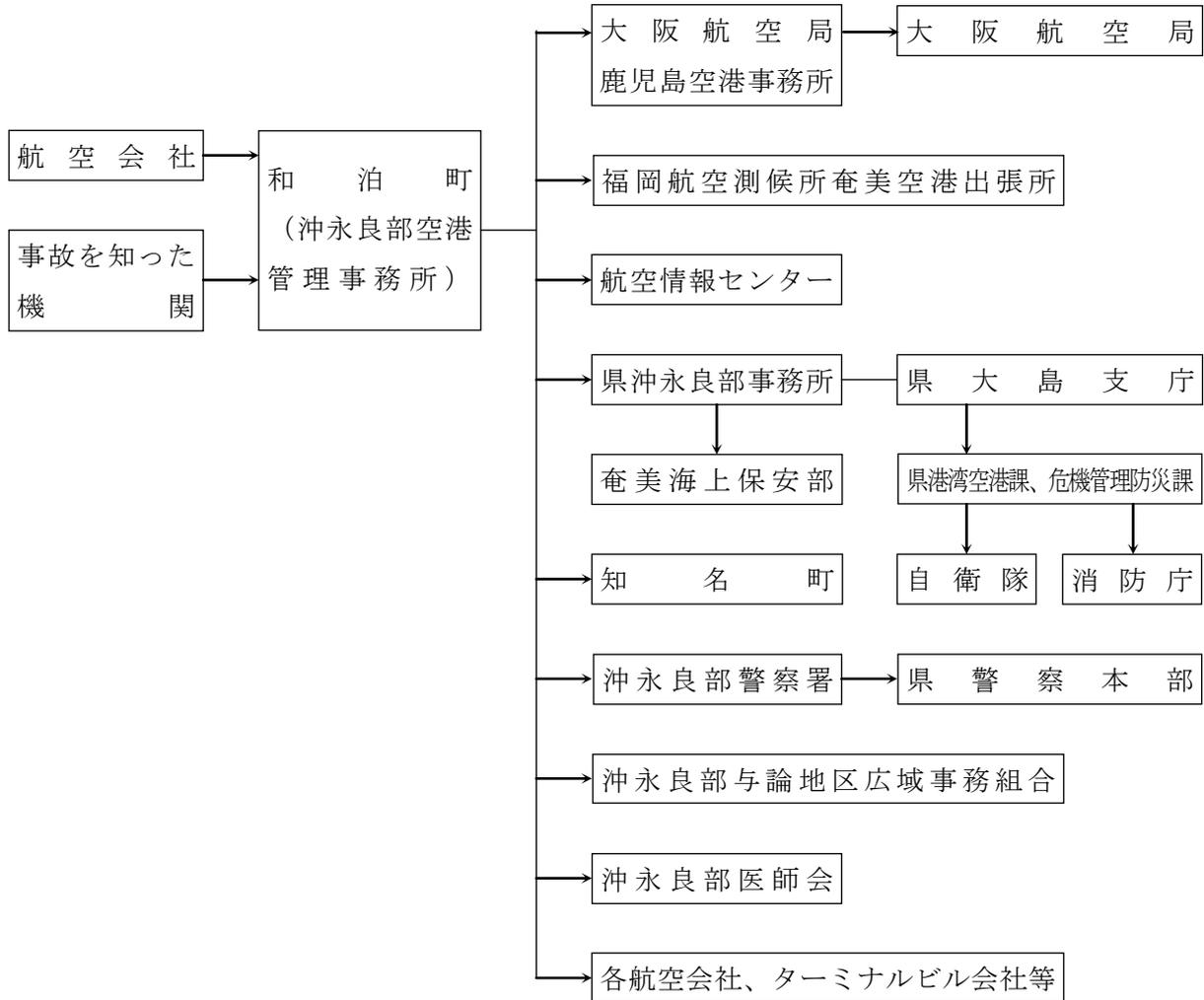
沖永良部空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策にあたっては、県、大島支庁及び和泊町が事故応急対策本部体制により実施する。

また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

2 通信連絡体制

- (1) 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、沖永良部空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに県、町、関係機関等に通報する。
- (2) 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに沖永良部空港管理事務所に通報する。

事故通報連絡図



3 事故処理の実施

事故処理の実施にあたっては、「沖永良部空港における航空機の捜索、救難に関する申し合わせ」及び「空港医療救護活動に関する協定」等に基づいて処理する。

4 関係機関の業務分担

関係機関	実施事項
鹿児島県 県大島支庁 県沖永良部事務所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
和泊町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 和泊町への応急対策上必要な指示 (2) 和泊町を行う応急対策への協力
奄美海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所奄美空港出張所	事故処理に必要な業務
沖永良部警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出・救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
沖永良部医師会	負傷者の収容並びに手当
知 名 町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
沖永良部与論地区広域事務組合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

第3章 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町及び各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における長寿命化や耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、町及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。また、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕による橋梁の長寿命化や計画的な架け替えを図る。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、町及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅整備等、防災対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

4 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、本編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

5 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

第2節 応急対策

1 活動体制

(1) 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模な橋梁崩落事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

町及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、警察関係機関等との連絡を密にする。

(3) 被害情報等の報告

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

2 発生時の初動体制

(1) 救急・救助

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救急・救助活動を行う。

(2) 交通規制

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、町及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める（交通規制についての具体的な対策については、本編第2部第2章第8節「交通の確保・規制」に準ずる。）。

3 広域的な応援体制

具体的な対策については、本編第2部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 避難誘導

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

町及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

6 復旧活動

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第4章 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス等の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

1 危険物等災害の防止

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

沖永良部与論地区広域事務組合消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等（資料3-3参照）の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、消防法に基づき、次の予防措置を講ずる。

ア 立入検査等の実施

- (ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。
- (イ) 危険物施設の定期的立入検査を実施する。
- (ウ) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ 定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ 事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

エ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

2 災害応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、本編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）」の整

備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

ア 応急活動実施体制の整備

イ 防災組織相互の連携体制の整備

ウ 広域応援体制の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動の整備

ア 救急・救助活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第6節「救助・救急体制の整備」に準ずる。

イ 医療活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第9節「医療体制の整備」に準ずる。

ウ 消火活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第4節「消防体制の整備」に準ずる。

(4) 緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

(5) 避難活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第5節「避難体制の整備」に準ずる。

(6) 防災訓練の実施

ア 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

町は、危険物施設が被害を受けた場合、施設の管理者及び関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。また、住民に対し必要な広報を行い被害の拡大を防ぐ。

1 施設の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

ア 情報及び警報等を確実に把握する。

イ 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

ウ 施設内の警戒を厳重にする。

エ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

ア 消防機関及びその他の関係機関への通報

イ 消防設備（(1)のイ）を使用し災害の防除に努める。

ウ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

エ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。

オ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。

2 活動体制の確立

具体的な対策については、本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

3 広域的な応援体制の整備

具体的な対策については、本編第2部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 被害情報の報告

(1) 町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

(2) 大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

5 救急・救助、医療及び消火活動の整備

(1) 救急・救助活動の整備

具体的な対策については、本編第2部第2章第7節「救助・救急」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

具体的な対策については、本編第2部第2章第10節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

具体的な対策については、本編第2部第2章第5節「消防活動」に準ずる。

6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

具体的な対策については、本編第2部第2章第9節「緊急輸送」に準ずる。

7 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

具体的な対策については、本編第2部第2章第6節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

(2) 避難場所

具体的な対策については、本編第2部第3章第1節「避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への支援

具体的な対策については、本編第2部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

具体的な対策については、本編第2部第2章第3節「広報」に準ずる。

第5章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

1 広報活動の充実

町及び県は、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施し、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

2 予防体制の強化

- (1) 町は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発表及び周知等必要な措置を講ずる。
- (2) 森林保有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

3 防災組織の育成

町等防災関係機関は、森林管理者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

4 予防施設、防災資機材の整備

町は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

5 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。具体的な対策については、本編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

6 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

7 緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

8 避難活動の整備

具体的な対策については、本編第1部第2章第5節「避難体制の整備」に準ずる。

9 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

1 活動体制

(1) 現場指揮本部の設置による応急活動

町は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたるとともに、状況把握を的確に行い、隣接町等への応援出動要請の準備を行う。

(2) 災害対策本部の設置による応急活動

大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

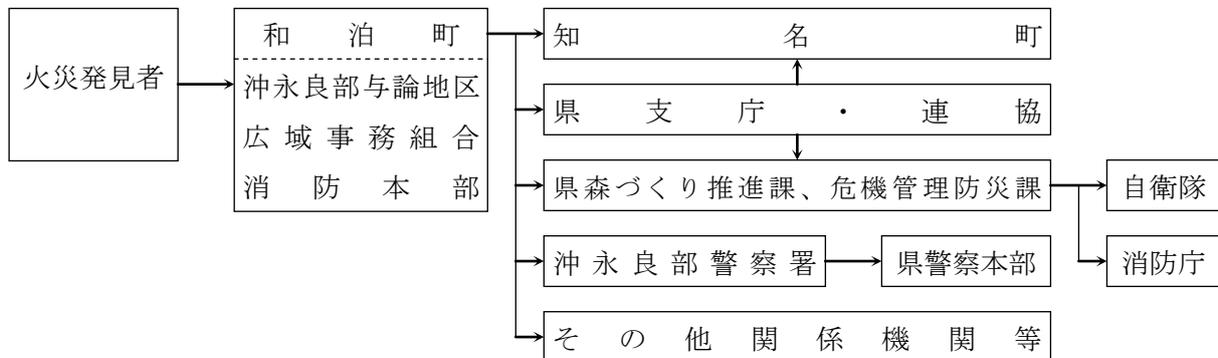
(3) 空中消火体制

町は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

(4) 通信連絡体制

町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接町、関係機関等に通報する。また、町は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。

林野火災通報連絡図



(5) 災害情報の収集・連絡体制の整備

具体的な対策については、本編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

2 広域的な応援体制の整備

具体的な対策については、本編第2部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

3 救急・救助、医療及び消火活動の整備

(1) 救急・救助活動の整備

具体的な対策については、本編第2部第2章第7節「救助・救急」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

具体的な対策については、本編第2部第2章第10節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

具体的な対策については、本編第2部第2章第5節「消防活動」に準ずる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

具体的な対策については、本編第2部第2章第9節「緊急輸送」に準ずる。

5 避難収容活動の整備

(1) 避難誘導の実施

具体的な対策については、本編第2部第2章第6節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

(2) 避難所の開設等

具体的な対策については、本編第2部第3章第1節「避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への支援

具体的な対策については、本編第2部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

6 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

具体的な対策については、本編第2部第2章第3節「広報」に準ずる。

7 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 町、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

(2) 町及び県は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第 4 部 災害復旧・復興

第4部 災害復旧・復興の構成

第1章 公共土木施設等の災害復旧	
被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。	第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第2節 激甚災害の指定
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	
被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。	第1節 被災者の生活確保 第2節 被災者への融資措置

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいて、極力、改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画

- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画

- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、県警察等の指導の下、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 特別財政援助額の交付手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被災者の生活確保

町は県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第1 生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機 関 名	相 談 の 内 容 等
町	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	(1) 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 (2) 市町村をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設け、警察関係の相談にあたる。
消 防 本 部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 仮置場、最終処分地の確保

町内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は、隣接町に仮置場、最終処分地の確保について要請する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行う。

(1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

(3) 災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

5 建物等の解体等による石綿飛散防止

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

(1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。

(2) 町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

ア 町の面積

イ り災土地の面積

ウ 町の建物戸数

エ 滅失戸数

オ 災害の状況

カ その他（り災土地中借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第4 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例の定めるところにより実施する。(資料1－5参照)
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (当該市町村のみが対象となる。) (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合……………500万円 その他の場合……………250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例の定めるところにより実施する。(資料1－5参照)
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (当該市町村のみが対象となる。) (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
支 給 対 象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合……………250万円 その他の場合……………125万円

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者一人あたり100万円とする。

4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害（(1)の災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	一世帯あたり10万円とする。

第5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、県は、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。法に基づき委託をされた場合、町は申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務が適切、かつ、速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館を指定）に支給事務を委託）
対 象 災 害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害

	<p>(5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害</p> <p>(6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）</p>																							
対象世帯	<p>(1) 居住する住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																							
支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">住宅の被害程度</td> <td style="width: 20%;">全壊</td> <td style="width: 20%;">解体</td> <td style="width: 20%;">長期避難</td> <td style="width: 25%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象世帯の(1)</td> <td>対象世帯の(2)</td> <td>対象世帯の(3)</td> <td>対象世帯の(4)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">住宅の再建方法</td> <td style="width: 25%;">建設・購入</td> <td style="width: 25%;">補修</td> <td style="width: 25%;">賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊		対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																				
	対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)																				
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																					
支給額	200万円	100万円	50万円																					
申請先	県（市町村経由）																							

第6 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、県は、被災者生活支援金について市町村を通じて支給する。

対象市町村	<p>① 被災者生活再建支援法が適用された市町村</p> <p>② 上記と同一の災害で被害を受けた市町村</p>
対象世帯等	<p>① 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯</p> <p>② 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者</p>

	<p>ただし、①の支給対象者は除く。</p> <p>③ ①、②にかかわらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。</p> <p>④ ①、②のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者</p>
支給限度額	<p>上記①、②については1世帯（1事業者）あたり20万円</p> <p>上記④については1世帯（1事業者）あたり30万円</p>

第7 税の減免措置

1 税の徴収猶予

- (1) 町は、地方税法第15条の規定に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者の申請により1年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。
- (2) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町は災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

町は、町税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し、町税の減免を行う。

第8 職業のあっせん等

町は、公共職業安定所と連携し、被災者の生活再建のための職業のあっせんを行う。

第9 リ災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にリ災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第10 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2節 被災者への融資措置

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金・福祉費（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

（平成28年9月1日現在）

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、自立自活できると認められる世帯であること。 (2) 自立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の方法及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ町社会福祉協議会へ提出する。町社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付けを決定の上、町社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内
償還期間	据置期間（6か月以内は無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

（平成23年8月30日現在）

区 分	貸 付 の 内 容 等
実施主体	町が条例に定めるところにより実施する。（資料1－5参照）
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国2／3、県1／3

貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属する者が1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属する者が2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属する者が3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属する者が4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属する者が5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が、1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
(1) 世帯主が負傷した場合 (療養に約1か月以上かかること。)	ア 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0 % 据置期間中は無利子	10年以内 据置期間を含む。	3年(特認5年)	半年賦又は年賦 原則として元利均等償還	連帯保証人
	イ 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	ウ 住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	エ 住居が全壊した場合	3,500,000					
(2) 世帯主が負傷しなかった場合 (療養期間が約1か月かからない場合も含む。)	ア 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000					
	イ 住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)(特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	エ 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

(注) 「家財の損害」…家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」…被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
対象となる 災 害	次のいずれかの災害 (1) 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受け ることので きる住宅	(1) 建設の基準 (ア) 住宅部分の床面積は1戸あたり13㎡以上、175㎡以下であること。 〔床面積上限の例外〕 ① り災家屋の住宅部分が175㎡を超える場合は、その面積まで建設可能。 ② 親族の家屋もあわせてり災して、同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設可能。 (イ) 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 (エ) 各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 (オ) 木造である場合1戸建又は連続建であること。 (カ) り災家屋が共同住宅であった場合で、木造の共同住宅を建設する場合は機構の承認を要する。 (2) 補修の基準 (ア) 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 (イ) 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法の規定に適合すること。 (エ) 各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 (オ) 1戸あたりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害によるり災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は主としてり災者

	<p>である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において、当該家屋の賃借人又は居住者にあつては当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。</p> <p>(3) 償還能力を有する者であること。</p> <p>(4) 主として被災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。</p> <p>(5) 個人（日本国籍を有する者等に限る。）又は法人であること。</p>																
<p>貸付の条件</p>	<p>(1) 建設の場合</p> <p>(ア) 貸付限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>住宅建設資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本融資</td> <td>1,500万円（工事費の100%融資）</td> </tr> <tr> <td>特別加算</td> <td>460万円（工事費の100%融資）</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>400万円</td> </tr> </table> <p>(イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>(ロ) 償還期間 木造（一般） 25年以内 耐火・準耐火・木造（耐久性） 35年以内 （3年以内の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は80歳</p> <p>(ハ) 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い （申込日から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6か月払い併用可）</p> <p>(2) 補修の場合</p> <p>(ア) 貸付限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>住宅補修資金</td> <td>660万円（工事費の100%融資）</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>400万円</td> </tr> </table> <p>（ただし、引方移転資金と整地資金をあわせて融資を受ける場合には、400万円まで。）</p> <p>(イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>(ロ) 償還期間 20年以内（据置期間1年を含む。） ※完済時年齢の上限は80歳</p> <p>(ハ) 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い （申込日から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6か月払い併用可）</p>	住宅建設資金		基本融資	1,500万円（工事費の100%融資）	特別加算	460万円（工事費の100%融資）	土地取得資金	970万円	整地資金	400万円	住宅補修資金	660万円（工事費の100%融資）	引方移転資金	400万円	整地資金	400万円
住宅建設資金																	
基本融資	1,500万円（工事費の100%融資）																
特別加算	460万円（工事費の100%融資）																
土地取得資金	970万円																
整地資金	400万円																
住宅補修資金	660万円（工事費の100%融資）																
引方移転資金	400万円																
整地資金	400万円																
<p>借入手続</p>	<p>融資希望者は、被災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から被災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。</p>																

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸し付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付を受けることのできる住宅	(1) 原則として居住室、炊事室及び便所を有すること。 (2) 13㎡以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が1/2以上あってもよい。ただし、非住宅部分については、住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。 [新築購入・リユース購入の場合] 50㎡以上（共同建ての場合40㎡以上）であること。 (3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。新築家屋購入の場合にあっては、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また、リユース家屋購入の場合にあっては、建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。 (4) 木造の住宅を建設する場合1戸建又は連続建であること。 (5) 敷地の権利が転貸借によらないものであること。
貸付の条件、その他	利率 機構の貸付利率による。 その他は災害復興住宅に同じ。

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被害農林漁業者に対する経営資金

(平成26年11月20日現在)

区 分	融 資 の 内 容 等
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
	ア 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物の減収量

貸付の対象者	<p>が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上ある旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5 a 以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>イ 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>ウ 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>エ 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>オ 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>カ 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>ア 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者……………年3%以内</p> <p>イ 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である旨の町長の証明</p>
--------	--

貸付利率	を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者 年5.5%以内 ウ その他..... 年6.5%以内					
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合7年）					
貸付の限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法	
			貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）	
			A%	B万円 個人 (()は法人)	A%	B万円 個人 (()は法人)
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000
		漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)
		一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品が被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内。ただし、連合会については5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内。ただし、連合会については7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し貸付けを行う資金は、次のとおりである。

（平成26年11月20日現在）

資金名	資金使途・内容	貸付利率 (%)	償還期限（年以内）		貸付限度額（万円）	融資率 (%)
			償還期間	うち 据置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.35 ～ 0.45	10	3	一般 600 (特認：年間経営費等の12分の3)	100
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.35 ～ 0.80	25	10	(下限50)	100
農林漁業施設資金	農林漁業用施設の復旧、補修費（災害復旧として行う果樹の改植、補植）	0.35 ～ 0.80	15 (果樹の改植又は補植) 25	3 (果樹の改植又は補植) 10	1施設あたり 300 特認 600 特々認 800 漁船 1,000 (下限10)	80
	共同利用施設	共同利用施設の復旧費	0.35 ～ 0.80	20	3	(下限10)
漁業基盤整備資金	漁港施設	0.35 ～ 0.80	20	3	(下限10)	80
	漁場整備	0.35 ～ 0.80	20	3	(下限10)	80
漁船資金	漁船の復旧	0.35 ～ 0.55	(機器) 5 12	2	1隻あたり 45,000 まき網 85,000 (下限10)	80
林業基盤整備資金	林道	0.35 ～ 0.80	20 (特認25)	3 (特認7)	(下限10)	80
	樹苗養成施設	0.35 ～ 0.65	15	5	(下限10)	80

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

3 奄美群島振興開発基金（保証については商工業関係に包括）

区分	融資の内容等
融資対象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申し込むものとする。ただし、短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申し込むものとする。

貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期間、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次表「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。
------	--

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件 (平成26年11月20日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 (うち 据置期間)	利率年利 (%)	貸付限度額 (万円)			担保及び 保証人
				個人	法人共同 施行体	協同組合	
農・林業振興資金	果樹の植栽、育成又は樹園地造成	15年以内 (7)	0.95	450 (特認1,000)	750 (特認1,500)	750 (特認1,500)	担保 適宜徴求 する。 保証人 県内に住 所を有す るもの1 人以上
	畜舎・堆肥舎建設、桑園地・農地の造成・取得、樹園地の取得、養蚕施設設備、桑の植栽・育成、農産物等貯蔵保管施設設備、園芸栽培施設設備、災害対策関連施設設備、農産物集出荷施設設備、農産物処理加工施設設備	12年以内 (3)					
	農業用機械器具（耕耘機購入）、牛・豚の購入、運搬用器具	7年以内 (2)					
	災害復旧 樹苗養成	5年以内 (1)					
	しいたけ類生産施設、木材生産加工施設設備		0.95	300 (特認500)	500 (特認800)	500 (特認1,000)	
	水産業振興資金	漁船建造、取得	9年以内 (2)	0.95	300 (特認2,000)	500 (特認4,000)	
漁船改造、漁船装備等改善		5年以内					
共同利用施設		10年以内 (2)	1.10				
養殖施設			0.95				
運転資金	第一次産業	1年以内	0.95	700	1,000	1,000 (特認1,500)	

(注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

次の事業については鹿児島県から利用者に対して利子補給補助があるので、金利は次のようになる。

(農・林業振興資金)

耕耘機、畜舎、堆肥舎、家畜導入、果樹の植栽・育成及び樹園地造成、農地取得、農地造成、園芸栽培

施設設備、農産物集出荷施設設備、農産物処理加工施設設備……年 0.80%
 (水産業振興資金)
 漁船建造・取得(新船)、漁船取得(中古船) ……………年 0.80%

第4 商工業関係の融資及び利子補助

1 県の緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者(県内における災害により被害を受けた者に限る。)
- ② 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)
- ③ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)
- ④ 知事が特に認める災害により被害を受けた者

※ いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金	2,000万円
設備資金	3,000万円
融資期間：運転設備資金	7年以内(据置2年以内)
設備資金	10年以内(据置3年以内)
融資利率：1年以内	年1.9%
1年超3年以内	年2.0%
3年超5年以内	年2.1%
5年超7年以内	年2.3%
7年超10年以内	年2.7%

信用保証：鹿児島県信用保証協会(大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金)の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0.13%～年1.58%

※割引料率

① 財務諸表について「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる中小企業者(個人を除く。) -0.1%割引

② 担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合 -0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる。

担 保：保証機関の定めるところによる。

申 込 み 先：各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）

取扱金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添 付 書 類：当該災害により被害を受けたことの町長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

（平成27年3月1日現在）

事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制 度 名	災 害 復 旧 貸 付	災 害 貸 付	災 害 復 旧 資 金
融 資 対 象	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融 資 制 度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）	当金庫所定の限度内
融 資 期 間	運転 } 設備 } 10年以内	運転 } 設備 } 10年以内 （ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）	運転 } 設備 } 10年以内
据 置 期 間	2年以内	2年以内 （ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）	2年以内
担 保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸 付 利 率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該	当金庫所定の利率

		当特利になる（異例の災害の場合は、その都度定める。）。	
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

（注）融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。 ただし、保証制度要綱等で別に業歴が定められている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 （激甚災害保証の場合は、別枠）
保証期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内 （激甚災害保証の場合 運転資金5年、設備資金7年以内）
保証人及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90% （激甚災害保証の場合 年0.87%）

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

- (1) 担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
- (2) 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる事業者（一部制度は対象外）又は会計参与設置会社、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者
- (3) ISO14001、エコアクション21又はグリーン経営の認証を受けている事業者（一部制度は対象外）

4 奄美群島振興開発基金

(1) 保証

区 分	保 証 の 内 容 等
保証対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居住を有する者
申込手続	信用保証の希望者は、一般保証（一般の手形、証書貸付、商業手形割引に対する保証）の場合は基金又は金融機関へ、激甚災害等保証（災害が発生し激甚災

	害等の指定を受けた場合におけるり災事業者の復興を図るための保証)及び制度保証(鹿児島県中小企業融資制度で定められた保証)の場合は商工会議所又は商工会等のあっせん機関へそれぞれ所定の申込用紙によって申し込む。
保証限度	(7) 個人又は法人2億円(災害等特別の事由がある場合2億2,000万円) (4) 森林組合、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合及び振興開発計画に基づき事業を行う者並びに奄美群島振興開発基金が特に必要であると認めて主務官庁の承認を得た者については2億3,000万円
保証期間	一般保証は必要な期間。制度保証はそれぞれの融資要綱による。
担保及び保証人	担 保 必要に応じ徴求する。 保証人 原則として鹿児島県内に住所を有する連帯保証人1人以上、法人の場合は原則としてその法人の代表者を徴求する。
返済方法	割賦又は一括償還
保証料	一般保証(年0.45%~年1.90%)、激甚災害等保証(年0.87%)

※「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者-0.1%割引

担保の提供がある事業者-0.1%割引

(2) 融 資

区 分	融 資 の 内 容 等
融資対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会(市町村の基金担当課)へ申込むものとする。ただし、短期資金(運転資金)は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期限、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次表の「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(平成26年11月20日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 (うち 据置期間)	利率年利 (%)	貸付限度額 (万円)			担保及び 保証人
				個人	法人共同 施行体	協同組合	
観光関連産業振興資金	簡易宿泊施設 観光土産品生産 施設 遊漁船等観光関 連施設設備 中小規模旅館施 設等の改善	15年以内 (1)	1.05～2.45	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	担保 適宜徴求 する。 保証人 県内に住 所を有す るもの1 人以上
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (0.5)	1.35～2.45				
流通加工工業等振興資金	施設・設備の整 備及び改善	10年以内 (2)	1.05～2.25	1,500 (特認4,800)	1,500 (特認4,800)	1,500 (特認4,800)	
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	1.35～2.45				
地域資源等振興資金	地域資源等又は 固有の技術等を 活用した事業に 要する施設設備 の整備及び改善	15年以内 (2)	1.05～2.45	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	1.35～2.45				
地域活性化・雇用促進資金	情報通信産業、 企業立地、雇用 の促進等地域活 性化に資する事 業	15年以内 (2)	1.05～2.45	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	1.35～2.45				
運転資金	第二次、第三次 産業(大島紬関 連事業)	1年以内	1.35～2.35	700	1,000	1,000 (特認1,500)	

(注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

5 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金(中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。)について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間(概ね6か月以内)に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金：(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県(緊急災害対策資金)・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下	年1.80%
融資額200万円超600万円以下	年1.35%
融資額600万円超1,500万円以下	年0.90%

※ 補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村(商工団体経由の市町村もあり)

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し
- ・事業報告書
- ・市町村長が必要と認める書類

